



令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨 被災事業者再建支援補助金のご案内

石川県商工労働部経営支援課

01 補助制度の概要

目 的

令和7年8月大雨により、被害を受けた**事業用施設・設備等の復旧に要する経費**を支援するもの

自らが所有している被災施設・設備等を復旧する(元に戻す)ための補助金です

- 被災したことの証明（市町が発行する被災証明等）が必要です。
- 原則、**施設なら登記、設備等なら資産計上**しているものに限り、補助対象となります。
- 修理が原則ですが、設備等が修理不能な場合は、**入替が可能**です（**施設は修繕のみ対象**）。
- 元のものよりも、**高機能・高性能の設備等への入替も可能**ですが、元に戻すために必要な経費（修理費または同等機能の設備等への入替費）が補助上限となります。

対 象 者

今回の大雨被害を受けた石川県内に事業所を有する**中小企業・小規模事業者等**

補助額・補助率

補助上限額 **200万円** ・ 補助率 **2／3**（小規模事業者）、**1／2**（中小企業）

※ R6能登半島地震またはR6奥能登豪雨の被災事業者は、**300万円**に引上げ

01 補助制度の概要

募集期間

令和7年10月1日（水）～ **11月14日（金）**

補助対象期間

交付決定日以降から、最長で**令和8年1月16日（金）まで**に実施されたもの

※特例として、今回の大雨の発災日(令和7年8月6日)以降、**事前着手した経費も遡って補助対象**となります

※実績報告書は、事業完了日から1か月以内または、**令和8年1月30日（金）**のいずれか早い日までに提出が必要です。

申請書類の提出先

最寄りの**商工会・商工会議所**に、郵送または持参にてご提出ください。

02 補助対象経費

経費科目	対象となるもの	対象とならないもの
①施設修繕費	○被災施設（事務所・店舗・工場等の建物、駐車場等の構築物）の修繕費 ※ 原則、資産計上されている施設に限られます。 ※ 施設の修繕と一体で行う旧施設・設備・土砂等の撤去費用等も補助対象となります。	○施設の建替費（建築や購入） ○事業用以外の施設の修繕費（住居用の建物等） ○施設の清掃費や消毒費 ○施設の解体工事費
②設備修理 ・購入費	○設備または車両の修理費及び入替費(購入費) ※ 原則、資産計上されている設備等に限られます。 ※ 修理が原則ですが、修理不能である場合は、入替による復旧が可能です（詳細は6ページ）。 ※ 原状回復を超える復旧も可能です（詳細は7ページ）。 ※ 車両の取り扱いについては、8ページ参照。	○汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、タブレット端末、複合機、什器類等） ○消耗品（名刺や文房具、事務用品、紙皿等）
③車両修理 ・購入費		○事業用途に使用すると認められない車両の復旧費（社長車、従業員の通勤等に使用可能な車両等）

03 資産計上されていない場合

- 資産計上されていない施設や設備等であっても、**売買契約書、購入業者やメンテナンス業者からの証明等**（第三者による客観的な証明が出来るもの）により、被災前に所有していたこと及び業務用に用いていたことが証明出来れば、**補助の対象となる場合があります。**
- 資産計上されていない施設や設備等がある場合は、個別にご相談ください。

04 見積書の取得

- **工事費等が100万円(税込み)以上となる発注は、2者以上から見積書を取得する必要があります。**
- **設備・車両の復旧で、中古品を購入する場合は、金額に関わらず、2者以上の見積書の取得が必要です。**
- **ただし、複数者からの見積書の取得が困難な場合は、「業者選定理由書」の提出により、1者見積もりでも可となります。**

第1号様式 別紙4

令和 年 月 日

執行機関名(商工会・商工会議所) 御中

所在地
法人名
代表者職・氏名 印

被災施設・設備等の復旧に係る業者選定理由書

被災事業者再建支援補助金に係る業者選定理由を下記のとおり報告します。

記

番号 (※1)	施設・設備・ 車両の名称 (※1)	業者選定理由
		☐ 特殊な技術を要する工事等のため、他に修理出来る業者がいない ☐ 特殊な設備等であるため、他に製造出来る業者がいない ☐ 復旧に緊急性を要するが、他に早急に対応可能な業者がいない ☐ 複数者に依頼したが、業者多忙等により、見積書の提出を断られた
		☐ 特殊な技術を要する工事等のため、他に修理出来る業者がいない ☐ 特殊な設備等であるため、他に製造出来る業者がいない ☐ 復旧に緊急性を要するが、他に早急に対応可能な業者がいない ☐ 複数者に依頼したが、業者多忙等により、見積書の提出を断られた
		☐ 特殊な技術を要する工事等のため、他に修理出来る業者がいない ☐ 特殊な設備等であるため、他に製造出来る業者がいない ☐ 復旧に緊急性を要するが、他に早急に対応可能な業者がいない ☐ 複数者に依頼したが、業者多忙等により、見積書の提出を断られた
		☐ 特殊な技術を要する工事等のため、他に修理出来る業者がいない ☐ 特殊な設備等であるため、他に製造出来る業者がいない ☐ 復旧に緊急性を要するが、他に早急に対応可能な業者がいない ☐ 複数者に依頼したが、業者多忙等により、見積書の提出を断られた
		☐ 特殊な技術を要する工事等のため、他に修理出来る業者がいない ☐ 特殊な設備等であるため、他に製造出来る業者がいない ☐ 復旧に緊急性を要するが、他に早急に対応可能な業者がいない ☐ 複数者に依頼したが、業者多忙等により、見積書の提出を断られた

※1 補助対象被災施設等一覧表(第1号様式-4)から転記してください。

※2 本書は、2者以上からの見積書が取得出来ない場合に作成してください。必ず1者は必要です。

05 設備・車両の入替

- 修理が原則ですが、**修理不能であることが認められる場合は、入替(購入)による復旧が可能**です。
- **「修理不能申告書」により確認**しますので、入替(購入)する場合は、申告書の提出が必要です。
- 申告書の作成は申請者が行いますが、**メーカーや販売先等に、修理不能の理由等を確認**いただく必要があります。
(確認先の連絡先や担当者名の記入が必要)

第1号様式 別紙5

令和 年 月 日

執行機関名(商工会・商工会議所) 御中

所在地
法人名
代表者職・氏名 印

被災設備・車両の修理不能申告書

被災事業者再建支援補助金で復旧する被災設備・車両について、以下のとおり修理不能であること等を報告します。

【1. 被災設備・車両について】

番号 (※1)	設備・車両 の名称 (※1)	被災設備等の メーカー・型番・ 規格等	修理不能の理由	修理不能であること の確認先(※2) (メーカー、販売先等)	復旧方法 (※3)
例	〇〇用製造機械	〇〇社製 △△旋盤 型番 BB-12-LL 2台	☒ 被害が大きく修理不能 ☒ 修理用部品の調達が困難 ☐ 修理にかなりの期間を要する ☐ 修理代金が著しく高い	会社名 (株)〇〇 担当者名 ●● ×× 連絡先 076-000-0000	☐ ①被害設備等と同等の機能のものに入替 ☒ ②被害設備等より機能の高いものに入替
			☐ 被害が大きく修理不能 ☐ 修理用部品の調達が困難 ☐ 修理にかなりの期間を要する ☐ 修理代金が著しく高い	会社名 担当者名 連絡先	☐ ①被害設備等と同等の機能のものに入替 ☐ ②被害設備等より機能の高いものに入替
			☐ 被害が大きく修理不能 ☐ 修理用部品の調達が困難 ☐ 修理にかなりの期間を要する ☐ 修理代金が著しく高い	会社名 担当者名 連絡先	☐ ①被害設備等と同等の機能のものに入替 ☐ ②被害設備等より機能の高いものに入替
			☐ 被害が大きく修理不能 ☐ 修理用部品の調達が困難 ☐ 修理にかなりの期間を要する ☐ 修理代金が著しく高い	会社名 担当者名 連絡先	☐ ①被害設備等と同等の機能のものに入替 ☐ ②被害設備等より機能の高いものに入替

※1 補助対象被災施設等一覧表(第1号様式-4)から転記してください。

※2 事実確認のため、県から修理不能を確認した相手先に連絡をする場合があります。

※3 ②にチェックした場合、次ページも記入してください。

06 設備・車両の原状回復を超える復旧

- 原状回復を超える復旧とは、**元に戻すために必要な経費（修理費または同等機能の設備等への入替費）を上限に、元のものよりも、高機能・高性能の設備等に入替をすること**を言います。
- ※**設備・車両にのみ適用**され、施設には適用されません（施設の修繕費を上限に建替を行うことは認められません）。

	原状回復を超える復旧の内容	必要書類
設備等が修理可能な場合	○修理費用を上限に、新しく設備等を購入することが可能。 ※購入する設備等の機能は、元と同程度のものでも、高機能・高性能のものでも、いずれでも可 ・被災設備の修理費100万円 ・被災設備と同等の300万円の設備の購入可能（補助額は100万円×補助率） ・被災設備より高機能の500万円の設備の購入可能（補助額は100万円×補助率）	○被災設備等の修理の見積書と、実際に購入する設備等を見積書 ※原則、それぞれ2者以上の見積書が必要
設備等が修理不可能な場合	○被災設備等と同等の設備等の購入費用を上限に、より高機能・高性能の設備等を購入することが可能 ・被災設備と同等の設備の購入費300万円 ・被災設備より高機能の500万円の設備の購入可能（補助額は300万円×補助率）	○修理不能申告書 ○同等の設備等を見積書と、実際に購入する設備等を見積書 ※原則、それぞれ2者以上の見積書が必要

07 車両の取り扱い

- **申請者が所有していた事業用にのみ使用**する被災車両が対象です。

【所 有】

- ・ 道路運送車両法による自動車登録に係る所有者（車検証の所有者）であること。

【事業用にのみ使用】

- ・ 資産計上されており、次のいずれかの資料で用途が確認出来ること。
 - ✓ 車体に企業名や屋号等が明示されていることが確認出来る外観写真
 - ✓ 業務内容が確認出来る運行日誌や業務日報等
 - ✓ 使用目的欄が「事業用」となっている自動車保険の写し

- 車両の**入替(購入)**により復旧する場合は、被災車両は**廃車(永久抹消)**にする必要があります。

中古市場に出回るもの(下取り)は、修理可能と判断されるため、仮に「修理不能申告書」の提出があったとしても、入替による復旧は出来ません。

08 賃貸物件・リース品の取り扱い

- 賃貸物件（施設）やリース品（設備・車両）が、**店子または使用者の事業継続に必要不可欠**な場合は、補助対象となります。
 - ※ アパートやマンションなど、入居者が事業を行う施設ではない賃貸物件は対象外
 - ※ 一般消費者向けの有償レンタルを目的とした設備・車両（レンタカー等）は対象外
- 賃貸物件やリース品の復旧を申請する場合は、**賃貸借契約書やリース契約書の写しを提出**してください。
- 原則として、施設・設備等の所有者である、**大家またはリース会社が申請者**となります。
ただし、**大家・リース会社が修理の意思がないなど、店子・使用者の責めに帰さない事情・理由**があれば、**店子・使用者が申請者**となることが出来ます。

09 その他、留意点

○ 受取保険金等の控除

今回の大雨災害により、被災施設・設備等に係る**保険金等の受取がある場合、復旧に要する費用から保険金等を除いた金額が、補助対象経費**となります。

＜施設の修繕費400万円、受取保険金100万円の場合＞

修繕費400万円から、保険金100万円を差し引いた300万円に、補助率(2/3or1/2)を乗じた額が補助金額(200万円or150万円)となります。

○ 事業継続計画（BCP）の策定

補助事業完了時点で、事業継続計画(BCP)等を策定したことを確認します。

企業が独自で策定するBCP計画、経産省が認定する事業継続力強化計画、石川県が定めるBCP計画、いずれの計画でも可です。

○ 財産処分

本補助金で復旧した施設・設備等(※1)は、「**処分制限財産**」に該当します。

一定の期間(※2)、別の目的で使用したり、譲渡、貸付、廃棄等の**処分を行う場合は、事前に県の承認が必要です**。その際、**補助金相当分を返還**いただく場合があります。

※1 設備・車両について、取得価格または効用の増加額が50万円(税抜)以上の場合に該当

※2 例) 金属造倉庫20年、木造店舗22年、食品製造用設備10年、貨物自動車5年 等